

入 札 説 明 書

令和7年ムジークキャンプ運営等業務

令和7年7月

ムジークフェストなら実行委員会

入 札 説 明 書

令和7年ムジークキャンプ運営等業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、2の（5）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和7年7月3日（木）

2 競争入札に付する事項

（1）業務の名称

令和7年 ムジークキャンプ運営等業務

（2）令和7年 ムジークキャンプの概要

ア 開催期間：令和7年11月1日（土）～11月3日（月祝）の3日間

イ 会 場：奈良春日野国際フォーラム 薨 ～I・RA・KA～
なら100年会館 中ホール

※ その他詳細は仕様書を参照

（3）業務の概要

「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」では、練習場所の提供など、次代を担う演奏家の「挑戦」と「成長」を支援する取組を進めている。その一環として、意欲ある若手演奏家を募集し、トッププロによる演奏指導やセルフマネジメント講座などを実施する「ムジークキャンプ」の参加者募集やオーディション審査の準備・結果通知、演奏指導プログラム実施等を円滑に行う。

（4）業務期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

（5）発注者

〒630-8501 奈良市登大路町30

ムジークフェストなら実行委員会事務局（奈良県地域創造部文化振興課内）

電話 0742-27-8917（ダイヤルイン）

（6）その他詳細については、仕様書によります。

3 入札方法

入札は、令和7年 ムジークキャンプ運営等業務の総額で行います。入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には税抜き額を記載してください。なお、保険料については非課税であるため、保険料に相当する額は、別途、内書きで記載してください（詳しくは、入札書記載例をご参照ください。）。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額により決定します。入札書に記載された金額から保険料に相当する額を減じた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）に保険料に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告に記載のとおり。

5 入札日程等

(1) 入札日程等

手続等	期間・期日・期限	場所、提出方法
入札説明書及び委託業務仕様書の交付	令和7年7月3日（木）まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） 奈良県文化振興課ホームページに掲載又は上記課で交付
仕様書に関する質問受付 ※様式第1号「質問票」	令和7年7月10日（木）17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） TEL：0742-27-8917 電子メール：musik@naraken.com ※電子メールにて受付。 ※電話にて送付した旨を連絡すること。
質問に対する回答	令和7年7月14日（月）予定	※奈良県地域創造部文化振興課ホームページに掲載
一般競争入札参加表明書等 ※の提出 ※様式第2号「一般競争入札参加表明書」、様式第3号「契約履行実績報告書」（報告書に記載された契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書を添付すること。）	令和7年7月17日（木）17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL：0742-27-8917 ※持参、郵送または電子メールにて受付 ※郵送、電子メールの場合は、電話にて送付した旨を連絡すること
競争入札参加資格の確認結果通知書の発送	令和7年7月22日（火）予定	※電子メール又はFAXによる。
郵便による入札の場合の入札書の提出期限	令和7年7月24日（木）17時まで	ムジークフェストなら実行委員会事務局 （奈良県地域創造部文化振興課内） 〒630-8501 奈良市登大路町 30 ※書留郵便に限ります。
入開札※の日時及び場所 ※様式第4号「入札書」（代理人による入札の場合） ※様式第5号「委任状」	令和7年7月25日（金）11時00分から	奈良県庁分庁舎6階 建設工事等開札室 〒630-8501 奈良市登大路町 30

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

(2) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

(3) 郵便による入札

ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、**書留郵便**とし、封筒の表面に『令和7年ムジークキャンプ運営等業務の委託に係る入札書』と朱書して、令和7年7月24日（木）17時までに、2の（5）に示す場所に到着するようにしてください。発送後、2の（5）に電話連絡を行い、必ず書類到着の確認を行ってください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を

行う場合がありますので、入札書は、初度（１回目）入札に係る入札書と再度（２回目）入札に係る入札書の郵便での差し出しを認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（再度入札辞退を含みます。）を別々に封緘し、封書の表面に『令和７年ムジークキャンプ運営等業務の委託に係る入札書（初度入札）』、『令和７年ムジークキャンプ運営等業務の委託に係る入札書（再度入札）』（又は「再度入札辞退」）と各々朱書して、令和７年７月２４日（木）１７時までに、２の（５）に示す場所に到着するようにしてください。

ウ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が１通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした２以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

エ 郵便で入札に参加する場合、下記で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

6 保証金について

（１）入札保証金

免除します。

（２）契約保証金

契約の相手方は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条第２項第１号及び第２号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、第１９条第１項第１号から第６号により契約保証金を免除することができます。

7 入札者に要求される事項

- （１）入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- （２）代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式第５号）を入札と同時に提出してください。代理人による入札の場合は、入札書に代理人の記名・押印（委任状に使用した印鑑と同じもの）が必要です。
- （３）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （１）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- （２）入札書に記名押印を欠く入札
- （３）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- （４）入札書記載の価格を加除訂正した入札
- （５）同一入札者がなした同一事項についての２以上の入札
- （６）入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- （７）その他、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

- （１）開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。入札立会人となる入札者若しくはその代理人以外の者は入室できません。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- （２）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（２回目）の入札を行う場合があります。
- （３）落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

10 契約の解除

- (1) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (2) 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等、発注者、契約の相手方いずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、契約を解除し、協議のうえ必要な措置をとることがあります。また、契約を解除した場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えません。また、その際、契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければなりません。

11 契約書の作成等

落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

12 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用についてはすべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (3) その他詳細については、仕様書のとおりです。